

年賦等で返還した場合が対象となる。ただし、返還の開始時期が平成27年4月以降の方を対象とする。申請は、毎年4月等に受け付け、補助額は前年度に返還した奨学金相当額になるが、1人に対する補助金累計額の上限は200万円である。なお、平成28年度の申請受付は制度の周知期間を設けるため、平成29年1月を予定している。



シテイプロモーションの

推進の取組は

問 久保田議員 シテイプロモーションの推進について、どのような取組になるのか。また、平成28年度の具体的な事業内容及びメディア対策を伺う。

答 市長 シテイプロモーションの推進の取組は、工業団地、



真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進市民会議

生産量日本一のイチゴやSLなどの地域資源の魅力を市内外に積極的に発信するとともに、多くの市民の皆様がずっと真岡市に住み続けたい、首都圏等の大学に進学した若者が再び真岡市に戻って働きたいと思っただけのようなふるさとへの誇りと愛着を醸成し、定住促進につなげていきたい。

平成28年度の具体的な事業内容については、専任の総合戦略推進係を新設し、本市の魅力を紹介する各種事業を実施するとともに、本市を売り込んでいく活動を展開していく上での総合的な戦略を練っていく必要があると考えている。メディア対策とPRについては、広報紙やホームページ、SNSなどの情報発信手段を活用していきたい。

真岡市議会災害対応規程を制定しました

真岡市において暴風、大雪、洪水、地震等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、市の災害対策本部が設置されたとき、市対策本部の活動を支援する真岡市議会災害対策支援本部を設置するための規程を制定しました。

規程の内容としては、支援本部の組織、事務の内容、災害発生時の参集、議員がとるべき対応などについて定めております。具体的には、以下のとおりです。

○支援本部の組織

- ・支援本部の本部長に議長、副本部長に副議長、本部員に議会運営委員会の委員をもって充てる。

○支援本部の事務

- ・情報の収集を行い、市対策本部に情報を提供する
- ・こと。

- ・国、県その他関係機関に対し、災害対応のための要望をすること。
- ・議員の安否、居所等の確認を行うこと。

認を行うこと。

○災害発生時の参集

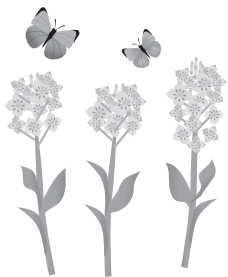
- ・支援本部の構成員は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、議長室に参集する。

○支援本部の構成員以外の議員の対応

- ・議員自らの安否、居所等を支援本部に報告する。
- ・支援本部からの情報の提供を受ける。
- ・地域における災害状況、避難状況等の情報の収集を行い、必要に応じて支援本部に報告する。
- ・地域における救助活動等に協力する。

○議会事務局職員への対応

- ・必要に応じて支援本部と市対策本部の連絡調整等を行う。



(災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき)

